

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
28	計量法に規定する検査期間の延長	経済産業省	1～12
30	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲	農林水産省	13
12	都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任	国土交通省	14～20
35	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲	国土交通省	21～28
38	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大		
9	中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲	経済産業省	29～32

地方分権改革提案募集検討専門部会

提案事項

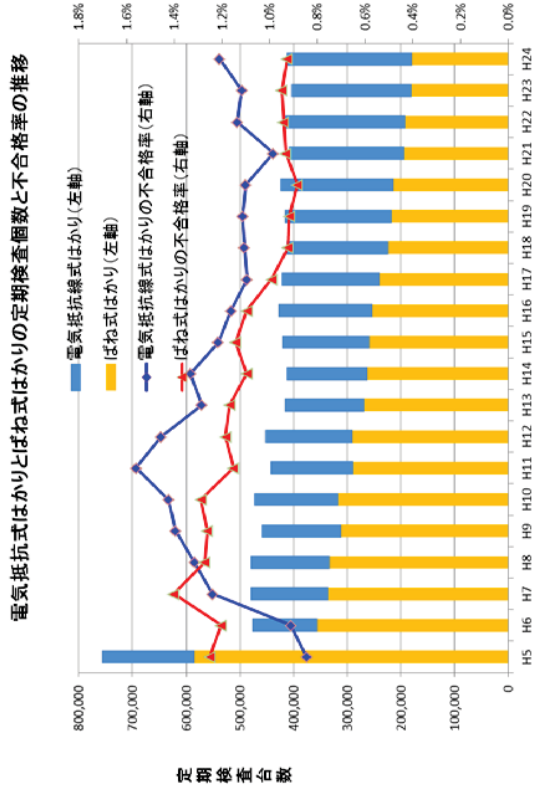
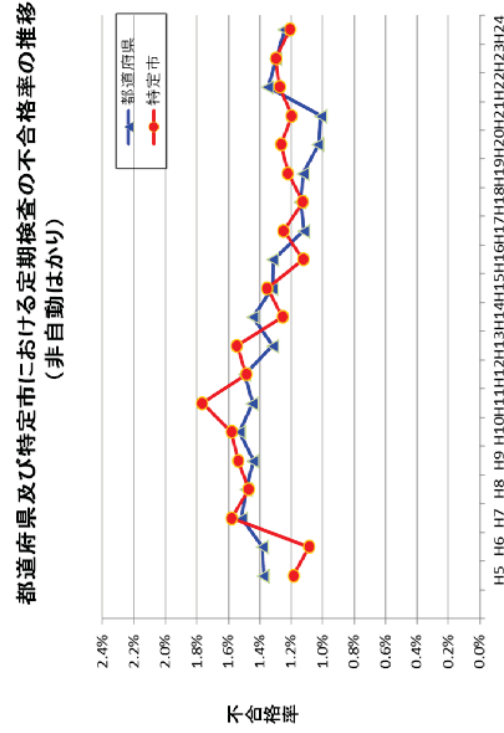
1. 特定計量器(質量計)定期検査の規制緩和
(郡山市、太子町、田川市)
2. 特級基準分銅の検査証印有効期間の延長
(岐阜市)

平成27年10月5日
経済産業省

**1. 特定計量器(質量計)定期検査周期
(2年に1回)の規制緩和
(郡山市、太子町、田川市)**

1. 非自動はかりの定期検査の不合格率

- 平成5年以降の全都道府県・特定市の質量計の不合格率は、概ね1%台程度で推移しており、顕著な変化は見られない。
- 非自動はかりにおいては、過去は機械式(ばね式など)が主流であったが、現在は電気式(電気抵抗式など)が主流となり、計量精度の技術は進んでいる。このことは、10頁の参考2の図を基にすれば、日本で取引・証明に用いられる非自動はかりは、精度等級四級のはかり(機械式)から精度等級三級のはかり(電気式)に移行したと言える。
- しかし、過去の実績値をみると、電気抵抗式のはかりの不合格率は、ばね式はかりの不合格率を上回っており、計量精度の耐久性(使用期間にわたって計量精度を維持できる性能)は、電子化によっても必ずしも大きく向上したのではないことを示している。



2. 外国における定期検査の不合格率

○非自動はかりの使用環境が日本と近い独では、初期検定と定期検査を統計上区別していないが、不合格率は1～2%となっている(検査個数は年間約30万台)。

- 3級・4級のひょう量50kgまでの非自動はかりの不合格率は1.8%。
- 3級・4級のひょう量50kg～2.9tまでの非自動はかりの不合格率は1.9%。

○なお、独の非自動はかりは再検定であり、その公差は検定公差を用いている。一方、日本の非自動はかりの定期検査は使用公差(検定公差の2倍)を用いており、独の方がより厳格な検査をしている。

2. 特級基準分銅の検査証印有効期間の延長
(基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、一級基準分銅の有効期間と同様、5年に緩和)

(岐阜市)

1. 特級基準分銅の国際的な取扱い

- 日本の特級基準分銅に相当する分銅の取扱いについて、独においては、
- 20kg～5tの大型分銅の校正は、国立物理工学研究所(PTB。日本の国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。))に相当)が行っている。
 - 20kg以下の小型分銅の校正は、州の検定所や認定校正機関が行っている。

6

※独において、日本の特級基準分銅に相当する分銅の校正周期は1年とされている。

○しかし、州の検定所や認定校正機関は、保有する最上位の分銅を、州や認定校正機関の費用負担で、キログラム原器を保有するPTBに校正してもらう必要がある。

○したがって、キログラム原器を保有する産総研に対して、都道府県が運搬費用を負担して、特級基準分銅の基準器検査を行うことを求めている点については、独においても同様である。

2. 特級基準分銅の基準器検査の周期3年の理由①

非自動はかりの定期検査などに用いられる分銅は、国際法定計量機関(OIML)で技術基準が定められており、我が国をはじめ各国はこの技術基準を遵守すべきものとされている。

特級基準分銅は、非自動はかりの定期検査精度における各自治体が保有している最上位の基準分銅として根幹をなすものである。

したがって、我が国においては、上記OIMLの技術基準の遵守という国際的な義務を果たそうとすれば、特級基準分銅の精度確認としての検査周期は3年が適切であり、5年への延長は適当でない。産総研(特級基準分銅の基準器検査を実施)によれば、その技術的根拠は以下のとおり。

① 正確性の確保

○ 適正な管理を行わないと分銅の質量が変動することがある。

- 分銅(非自動はかりに内蔵されたもの)の精度と経年変動に関する過去の調査研究によれば、5年間で200 gの分銅に対して最大で1 mg変動するという報告がある。200 gの特級基準分銅の基準器公差は1 mgであり、汚れや傷が付く可能性の殆ど考えられない内蔵された分銅であっても5年で最大1mg変動することを踏まえれば、取扱いで汚れ等が付く可能性のある分銅は、5年未満で基準器公差を超える可能性がある。
- 分銅に汚れがつくと、そこにほこりなどが付着し、さらに大きな質量の変動を示す。こうした形での質量変動は線形的ではなく加速的に進むと考えると考えられるため、5年の検査周期では長すぎると判断される。

2. 特級基準分銅の基準器検査の周期3年の理由②

○磁化の影響

- 電子天びん（極微量な質量を計量するのに適した微細な磁力などを利用した非自動ばかり）を使用すると、分銅はその磁力により徐々に磁化することがある。磁化した分銅は、更に電子天びんに影響を与え、正しい測定ができなくなるといふ、互いに影響を及ぼし合う関係にある。
- 磁化により分銅が使用不可となる例は年間10件程度あり、損傷や基準器公差不適合の理由により不合格となった分銅に比べて多い。基準器検査の周期が3年でも10件程度の事例が見つかる状況において、特級基準分銅の基準器検査の周期を5年に延長することは困難。

②輸送の際に損傷する可能性

○特級基準分銅を運搬する際には、十分な緩衝材を詰めた専用の輸送ケースに入れて運搬されており、実際に輸送の際に振動や温度変動などで特級基準分銅の質量の値が変動することは考えにくく、受取側の産総研において、損傷リスクは殆ど考えられないと評価している。

○また、十分に高品質な材質で作られた分銅であれば、質量は殆ど変化しないことは実証されており、質量の変動は、汚れや損傷などによるものが殆どである。したがって、輸送による損傷による質量の変動リスクは殆どなく、あるとすれば内部管理の不徹底程度しか考えられず、5年の検査周期では長すぎると判断される。

3. 都道府県と特定市の協力の検討

○計量法では、自治体(都道府県・特定市)に対し基準分銅を保有すること
を義務づけしていない。

○自らの判断で特級基準分銅を保有している自治体は、産総研の検査を
受けなければならぬ。また、特定市は基準分銅の基準器検査を自定市
実施せず、都道府県に基準器検査を申請することとなり、特定市
の事務負担は軽減されている(基準分銅の基準器検査の主体は産総研
又は都道府県のみ)。

○一方、計量法では、基準分銅は自治体間で貸し借りすることも認められ
ており、自治体間で協力すれば、効率的に基準分銅を運用できる仕組も
整えられている。

※全特定市(126市)のうち、特級基準分銅を保有しているのは38市(約30%)。

○こうした制度が既に法的に整備されているにもかかわらず、特定市にお
いてなお負担を感じるとすれば、実務面の課題があるとも考えられる。な
当省としては、自治体間での基準分銅の貸し借り等が促進されるよう
円滑な協力体制の構築を目指し、現在、全特定市の意向調査を開始し
ており、具体策の検討を行っている。

※基準分銅は借り手の扱い方により損傷する可能性があることから、自治体によっては
契約を締結している事例もあり、そうしたことを参考に進めていくこととしている。

(参考1) 定期検査の技術基準及び国際的な技術基準

○法定計量器の国際的な技術基準は、国際法定計量機関(OIML)において、審議・発行しており、加盟国(※)はこれを国内で実施すべきものとされている。

(※)2015年1月現在、加盟国60カ国、準加盟国68カ国。

○非自動はかりについては、OIMLの勧告(技術基準)である R76において、計量精度である検定公差(使用前に許容される誤差)及び使用公差(使用している際に許容される誤差)であり、定期検査の合格基準)を含めて定められており、我が国計量法の技術基準では、平成12年から計量精度をOIMLに整合化させている。

○適正計量の観点からは、使用公差に100%合格するのが原則であり、仮に2年に1回を4年に1回に延長して、技術基準を満たさない非自動はかりで取引又は証明が行われることは、長期間にわたって消費者等が不利益を被るなど影響が大きい。したがって、例え1%の不合格率であっても、定期検査の周期を延長する判断材料にはなり得ない。

(参考2) 検定公差と使用公差の技術基準

○非自動はかりの計量精度は、ひょう量(計ることができる最大質量)、目量(最小目盛)及び計量範囲の関係式によって決定されるため、それぞれのはかりの仕様によって異なる。代表的な例は以下のとおり。

○定期検査の合格基準は、一般的なイメージよりも許容値は大きく、本来計量器の使用者が検定公差程度に日常維持管理すべきものである(使用公差には100%合格するのが原則)。

非自動はかりの代表的な例(精度等級一級から四級)

	①ひょう量 ②目量	検定公差 (参考)	使用公差 (定期検査の合格基準)	主な用途
一級	①800g ②10mg	±5mg (0~500g) ±10mg (500g超~800g)	±10mg (0g~500g) ±20mg (500g超~800g)	貴金属など
	①400g ②10mg	±5mg (0~50g) ±10mg (50g超~200g) ±15mg (200g超~400g)	±10mg (0~50g) ±20mg (50g超~200g) ±30mg (200g超~400g)	貴金属、真珠、調剤 など
三級	①4kg ②1g	±0.5g (0~500g) ±1g (500g超~2kg) ±1.5g (2kg超~4kg)	±1g (0~500g) ±2g (500g超~2kg) ±3g (2kg超~4kg)	総菜、肉、魚、野菜 など
	①40t ②10kg	±5kg (0~5t) ±10kg (5t超~20t) ±15kg (20t超~40t)	±10kg (0~5t) ±20kg (5t超~20t) ±30kg (20t超~40t)	原材料、工業製品な どの重量物
四級	①4kg ②1g	±0.5g (0~50g) ±1g (50g超~200g) ±1.5g (200g超~4kg)	±1g (0~50g) ±2g (50g超~200g) ±3g (200g超~4kg)	肉、魚、野菜などの ばね式はかり
	①100kg ②200g	±100g (0~10kg) ±200g (10kg超~40kg) ±300g (40kg超~100kg)	±200g (0~10kg) ±400g (10kg超~40kg) ±600g (40kg超~100kg)	体重など

(参考3)特級基準分銅の基準器検査の不合格数

- 平成23年度以降に国立研究開発法人産業技術研究所（産総研）が実施した特級基準分銅の基準器検査の不合格数及びその理由は以下のとおり。
- なお、産総研の基準器検査に依頼された特級基準分銅のうち、磁化しているものは、検査前に買換えを指導するなどの措置を講じており、これらは不合格数に含めていない（年間10件程度）。

	基準器検査の 不合格数	不合格理由
平成23年度	2個	傷 1個
		基準器公差不適合 1個
平成24年度	1個	基準器公差不適合 1個
平成25年度	4個	基準器公差不適合 4個
平成26年度	5個	傷 3個
		基準器公差不適合 2個